

今週の専門用語



遺留分に関する民法特例

後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、遺留分算定基礎財産から除外等できるというもの。平成20年の中小企業経営承継円滑化法で導入された。後継者が先代経営者からの贈与等により取得した株式等は、その贈与がいつ行われたものであっても、民法の規定により、「特別受益」としてすべて遺留分算定基礎財産に算入されるが、遺留分に関する民法特例によれば、遺留分算定基礎財産に算入されず、遺留分減殺請求の対象にならない。

特例事業相続人等

被相続人から納税猶予の対象となる特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した個人で、一定の要件をすべて満たす者のことである。具体的な要件は、①経営承継円滑化法の認定を受けていること、②相続開始直前において被相続人の事業に従事していたこと、③被相続人の事業に係る開業届出書を提出してその承認を受けていること（又は承認を受ける見込であること）、④被相続人から相続により財産を取得した者が特定事業用宅地等に係る小規模宅地特例の適用を受けていないことなどである。

記述情報

開示書類において提供される情報のうち「財務情報」以外の情報を指すとされている（DWG報告の2ページ 注釈1参照）。金商法等には記述情報に関する定義はないが、金商法193条の2の記述から「財務情報」が有価証券報告書のうち監査対象となる情報とすると、「記述情報」とは有価証券報告書のうち監査対象とならない情報ということになる。したがって、「主要な経営指標等（いわゆるハイライト情報）」は数値で示されているものの監査対象ではないため、「記述情報」に該当すると考えられる。

04

ページ

07

ページ

12

ページ

編集室

◆平成31年度税制改正では、ストックオプション税制の対象としてエンジニアや弁護士等の社外協力者が追加される。経済産業省では全企業を対象とすることを要望していたが、最終的には中小企業にトーンダウンした恰好だ。◆中小企業のみが対象となったことにより、仮に税制適格ストックオプションが付与されたとしても、メリットを享受できるのは上場した場合や他の企業に買収されたケースに限られる。◆中小企業等経営強化法に基づく計画の認定も必要になる。適用までのハードルは高く、せっかくのベンチャー企業支援制度がどの程度活用されるのか未知数だ。(MIN)

週刊T&Amaster 第774号

2019年2月11日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい